

令和9・10年度 入札参加資格審査申請の手引き(建設工事「主観的事項」に係るもの)

大田市総務部総務課

大田市の入札参加資格申請に併せ、土木一式工事及び建築一式工事について格付区分を行います。
この手引きは、主観的事項に関する提出書類についての説明書です。
申請書(別記様式第1号)及び添付書類の提出がない場合は、特別点(主観点)の加算は行いません。

1. 対象工事 土木一式・建築一式

2. 特別点加算対象者

建設業法に規定する主たる営業所を大田市内に有する事業者

3. 評価方法

○市内業者:経営事項審査の総合評定値(P点:客観点) + 特別点(主観点)

○市外業者:経営事項審査の総合評定値(P点:客観点)

※「市内業者」とは、建設業法に規定する主たる営業所を大田市内に有する事業者です。

※総合評定値は、令和9年1月1日時点で有効かつ最新の経営事項審査結果通知書に記載の数値とします。

4. 申請方法について

入札参加資格審査申請と併せて審査を行います。

添付書類についてはクリップ等でまとめ、個別添付書類と一緒に提出してください。

5. 格付の決定について

申請される内容のほか、行政処分・指名停止等の状況を踏まえ特別点(主観点)を算定し、総合点数により格付を決定します。格付の決定通知は入札参加資格認定通知に併せて行います。

6. 問合せ先

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111

大田市役所 総務部総務課 入札・検査係 【電話】0854-83-8020

【メール】o-kanzai@city.oda.lg.jp

1. 大田市建設工事にかかる特別点数の概要

(1)工事成績(市発注工事)

○対象工事

土木一式:令和5・6・7年度完了工事

建築一式:令和3・4・5・6・7年度完了工事

○大田市発注工事の工事成績評定の平均点に応じて、以下の計算式で加点。

加点の算出方法=(評定の平均点(小数点第2位切捨)-65点)×10点

※平均点1点上がる毎に10点加算

加点の基準値 : 平均点65点で加点0点、平均点80点で加点150点

※平均点65点未満は、一律マイナス30点

・市発注工事の受注実績がある場合で、評点を付さない工事のみの場合は10点とする。

・市発注工事の実績がない場合は0点とする。

(2)継続学習への取組状況

【土木一式】

令和3年11月1日～令和8年10月31日の間にCPDSの取得単位数の合計が100ユニット以上

[土木施工管理継続学習制度・(一社)全国土木施工管理技士会連合会]

…10点

【建築一式】

令和3年度～令和7年度の間にCPDの取得単位数の合計が50単位以上

[建築士会継続能力開発制度・(一社)島根県建築士会]

又は、令和3年度～令和7年度の間に建築施工管理CPDの取得単位数の合計が20単位以上

[(一財)建設業振興基金]

…10点

(3)優良建設工事表彰

令和7年度または令和8年度において大田市から優良建設工事表彰により表彰した者(共同企業体による工事の場合は各々の構成員ごとに加算する)

…10点

(4)障がい者の雇用

障がい者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障がい者の雇用状況

(R8.10.31時点)

①雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用していない

…▲10点

②雇用義務者が法定雇用障がい者数以上を雇用している

…0点

③雇用義務者が法定雇用障がい者数の2倍以上雇用している

…10点

④雇用義務のない者が障がい者を1名以上雇用している

…10点

(5)次世代育成支援

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況等(上限20点)(R8.10.31時点)

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ①策定義務のある雇用主が行動計画を策定していない | …▲10点 |
| ②策定義務のある雇用主が行動計画を策定 | …0点 |
| ③策定義務のない者が行動計画を策定 | …5点 |
| ④策定義務のある雇用主が行動計画を策定+こころカンパニー認定 | …10点 |
| ⑤策定義務のない者が行動計画を策定+こころカンパニー認定 | …15点 |
| ⑥プレミアムこころカンパニー知事表彰を令和6年度または令和7年度に受賞 | …20点 |

(6)労働安全対策

令和6年11月1日～令和8年10月31日の間に県内で実施される安全衛生教育研修のうち指定する研修(下記の9項目)の受講実績

…1講座、1名受講につき2点(上限10点)

- ・職長・安全衛生責任者教育
- ・新・総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ・足場の組立て等作業主任者能力向上教育(定期)
- ・現場管理者統括管理講習
- ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育
- ・建設業等における(管理者・作業員)のための熱中症予防教育
- ・職長・安全衛生責任者能力向上教育
- ・刈払機取扱いに対する作業員安全衛生教育
- ・施工管理者等のため足場点検実務者研修

(7)人権に関する取組 (②新設)

- | | |
|--|-----|
| ①令和8年10月31日において、しまね人権尊重のまちづくり推進事業の会員に登録されている | …5点 |
| ②令和9年1月18日において大田市人権問題に関する企業等連絡協議会の会員に登録されている | |
| ※入会を希望する場合は、令和8年12月28日正午までに申込を行うこと。 | |
| | …5点 |

大田市人権問題に関する企業等連絡協議会への申込みおよびお問い合わせは
下記までお願いします。

【申込・お問合せ先:大田市 総務部 人権推進課 0854-83-8038】

- | | |
|--|-----|
| ②令和8年10月31日において、公正採用選考人権啓発推進員の設置がされている | …5点 |
|--|-----|

(8)女性の活躍推進

女性の活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況等(上限5点)(R8.10.31時点)

①行動計画を策定

…1点

②行動計画を策定+しまね女性の活躍応援企業登録

…3点

③しまね女性の活躍応援企業知事表彰を令和6年度または令和7年度に受賞

…5点

(9)若年者の雇用、継続雇用及び資格取得の状況

①令和6年11月1日～令和8年10月31日の間に雇用時の年齢が30歳未満のものを新たに雇用し、かつ、常勤として継続雇用

…5点/1名[4名・20点を上限]

②令和3年12月1日～令和6年10月31日の間に雇用され、雇用時の年齢が30歳未満の者について、建設業法に係る主任技術者になれる資格(別添「監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等」参照)又は、経営事項審査で加点項目となる登録経理士試験1・2級を取得(実務経験を除く)

※対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格(例:2級土木施工管理技士は1級土木施工管理技士を取得)を取得した場合に加点

…5点/1名[4名・20点を上限]

(10)除雪業務 【土木一式のみ】

○令和7年度・令和8年度において2年度とも大田市との契約実績がある(建設業組合から要請を受けている場合も契約実績があるものとみなす)

…30点

○令和7年度・令和8年度においていずれか1年度の大田市との契約実績がある(建設業組合から要請を受けている場合も契約実績があるものとみなす)

…15点

(11)災害時等の緊急対応 (①・②加点方法変更、③～⑤新設)

①大田市からの要請を受けて、災害時等の緊急対応を、令和6年11月1日～令和8年10月31日の間に5回以上行った

…30点

②大田市からの要請を受けて、災害時等の緊急対応を、令和6年11月1日～令和8年10月31日の間に1～4回行った

…15点

《評価対象》

土木一式:災害(豪雨・暴風・台風・大雪・地震等)その他の道路・河川に関する緊急対応

建築一式:災害(豪雨・暴風・台風・大雪・地震等)に伴う緊急対応(建築物に限る)

※土木一式については、災害かどうかにかかわらず道路・河川に関する緊急対応を対象とする。

建築一式については災害によるものを対象とする。

【建築一式のみ】

- ③令和8年10月31日において島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者に登録
…10点
- ④令和8年10月31日において島根県地震被災建築物応急危険度判定士を常勤として雇用
…5点/1名[2名・10点を上限]
- ⑤令和8年10月31日において島根県被災住宅応急復旧相談員を常勤として雇用
…5点/1名[2名・10点を上限]

(12)消防団協力事業所

- 令和8年10月31日において、大田市消防団協力事業所表示制度の認定を受け、有効期間内にある
…10点

(13)ボランティア活動

- 令和6年度・令和7年度に大田市内において、会社として10名以上又は従業員の半数以上(2日以上に亘る活動の場合延べ人数とする)が参加したボランティア活動(ハートフルしまね活動を含む)を2年度とも行った
…10点
- 令和6年度・令和7年度に大田市内において、会社として10名以上又は従業員の半数以上(2日以上に亘る活動の場合延べ人数とする)が参加したボランティア活動(ハートフルしまね活動を含む)をいずれか1年度で行った
…5点
- ※ボランティア活動として評価するものは、「不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動」や「市民・地域住民に対して行う活動」あるいは「社会福祉施設等への活動」とする。

(14)行政処分

- 令和6年11月1日～令和8年10月31日の間において
- ①他業種の許可の取消しを命じられた者 …▲30点
- ②営業停止を命じられた者 …▲20点
- ③指示処分を命じられた者 …▲10点

(15)指名停止処分

- 令和6年11月1日～令和8年10月31日の間において
- 指名停止期間 …▲5点/2週間
- ※指名停止理由が「工事関係者事故」「公衆損害事故」「粗雑工事」の場合は、減点を現行の2倍とする …▲10点/2週間
- ※指名停止期間について、2週間に満たない日数がある場合は2週間に切り上げ、1月以上の場合は、1月を4週間として換算する

2. 申請書及び添付書類について(大田市ホームページからダウンロードしてください)

別記様式第1号以外は、加点対象となる場合のみ添付書類を提出してください。

(1)大田市建設工事入札参加資格(主観的事項)審査申請書(別記様式第1号) **※提出必須**
必要事項を記載のうえ代表者印を押印してください。

(2)継続学習への取組状況

①CPDS取得数(土木一式工事)

会社全体でのユニット数の合計が100ユニット以上であることを評価する

〔提出書類〕

学習履歴証明書(ユニット数の証明書)(写)

※(一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行する証明書に限る

②CPD取得数(建築一式工事) ※(ア)、(イ)のいずれかのみが加点対象

(ア)会社全体での「研修による能力開発」の取得単位数の合計が50単位以上であることを評価する

〔提出書類〕

建築士会継続能力開発(CPD)証明願(別記様式第2-1号)により(一社)島根県建築士会に証明を依頼し、証明されたものを「建築士会継続能力開発(CPD)制度の取得単位数一覧表(別記様式第2-2号)」集計して提出

※証明願の申請者は、個人または会社のいずれでも認定。

(イ)会社全体での建築施工管理CPDの取得単位数の合計が20単位以上であることを評価する

〔提出書類〕

別記様式第2-3号またはCPDシステムにより(一財)建設業振興基金に証明を依頼し、(一財)建設業振興基金で証明されたもの(基金の様式6a)を提出。

(3)障がい者雇用

〔提出書類〕

○障がい者の雇用義務のある事業者

公共職業安定所に報告した障がい者雇用状況報告書(写)

○障がい者の雇用義務はないが障がい者を雇用している事業者

〔1〕障がい者認定を証明するものの写し(本人の身体障害者手帳又は療育手帳等)

〔2〕雇用状況が分かる書類 ※P8参照

(4)次世代育成支援

〔提出書類〕

○次世代育成支援対策推進法に基づいた「仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について一般事業主行動計画を策定している」場合、一般事業主行動計画策定届の写し(労働局の受付印があるもの)

【お問合せ先:島根労働局 雇用環境均等室 0852-31-1161】

○しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」及び知事表彰受賞企業「プレミアムこっころカンパニー」の認定証(写)

【お問合せ先:島根県 政策企画局 女性活躍推進課 0852-22-5463】

(5)労働安全対策の実施状況

〔提出書類〕

安全衛生教育研修の修了証(写)

対象:令和6年11月1日から令和8年10月31日の間に県内で実施された研修

(6)人権に関する取組状況

〔提出書類〕

公正採用選考人権啓発推進員選任証明(申請)書(写)(大田市ホームページに参考様式有り)

選任のある事業所については、選任報告書を提出されたハローワークにて証明が受けられます。

【お問合せ先:ハローワーク石見大田 職業紹介部門 電話0854-82-8609】

(7)女性の活躍推進

〔提出書類〕

○女性活躍推進法に基づいた「女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組について一般事業主行動計画を策定している」場合、一般事業主行動計画策定届の写し(労働局の受付印があるもの)

【お問合せ先:島根労働局 雇用環境均等室 0852-31-1161】

○しまね女性の活躍応援企業の登録証(写)及び知事表彰受賞企業である認定証(写)

【お問合せ先:島根県 政策企画局 女性活躍推進課 0852-22-5463】

(8)若年者の雇用、継続雇用及び資格取得の状況

〔提出書類〕

○雇用者関係調書(別記様式第3号)

○様式に記載した労働者全員の雇用状況が分かる書類 ※P8 参照のこと

○建設業法に係る主任技術者になれる資格等(別紙「監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等」参照及び1・2級登録経理士)の合格証(写)

(注意事項) 雇用に関する加点については従業員が対象であって、役員の方は対象になりません。

(9)災害時の緊急対応

〔提出書類〕

○災害時地域貢献申告書(別記様式第4号(土木)、(建築))に記載のうえ、証明をうけたもの。

※土木一式、建築一式のそれぞれで様式が異なりますので、ご注意ください。

(建築一式のみ)

○島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者の登録証(写)

○島根県地震被災建築物応急危険度判定士の登録証(写)および雇用状況が分かる書類※P8参照

○島根県被災住宅応急復旧相談員の相談員証(写)および雇用状況が分かる書類※P8参照

(10)ボランティア活動

ボランティア活動実績報告書(別記様式第5号)及び証明書類

以下の評価項目については、大田市にて確認を行いますので添付書類は不要です。

- ・工事成績
- ・優良建設工事表彰
- ・人権に関する取組のうち
 - しまね人権尊重のまちづくり推進事業の会員に関すること
 - 大田市人権問題に関する企業等連絡協議会の会員に関すること
- ・除雪業務
- ・消防団協力事業所
- ・行政処分
- ・指名停止処分

雇用状況が分かる書類について

直接的かつ恒常的な雇用関係の確認のため、以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・雇用証明書(大田市ホームページに参考様式有り)
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書(事業者控) (写)
- ・健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書(写)

2025/12/18 施行

枠内の数字:資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

(※)特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る

指定建設業

[illegible]

資格区分			建設業の種類																														
			土木	建築	大工	左官	とび・ コンクリート ・土エ	石	屋根	電気	管	タイル ・レンガ	鋼構 造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体		
その他	基幹技能者(注7)	種目	登録電気工事基幹技能者																														
			登録橋梁基幹技能者																														
			登録造園基幹技能者																														
			登録コンクリート圧送基幹技能者																														
			登録防水基幹技能者																														
			登録トンネル基幹技能者																														
			登録建設塗装基幹技能者																														
			登録左官基幹技能者																														
			登録機械土工基幹技能者																														
			登録海上起重基幹技能者																														
			登録PC基幹技能所																														
			登録鉄筋基幹技能者																														
			登録圧接基幹技能者																														
			登録型枠基幹技能者																														
			登録配管基幹技能者																														
			登録嵩・土工基幹技能者																														
			登録切断穿孔基幹技能者																														
			登録内装仕上工事基幹技能者																														
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																														
			登録エクステリア基幹技能者																														
			登録ALC基幹技能者																														
			登録建築板金基幹技能者																														
			登録外壁仕上基幹技能者																														
			登録ダクト基幹技能者																														
			登録保温保冷基幹技能者																														
			登録ウレタン断熱基幹技能者																														
			登録グラウト基幹技能者																														
			登録冷凍空調基幹技能者																														
			登録運動施設基幹技能者																														
			登録基礎工基幹技能者																														
			登録タイル張り基幹技能者																														
			登録標識・路面標示基幹技能者																														
			登録土工基幹技能者																														
			登録発破・破砕基幹技能者																														
			登録圧入基幹技能者																														
			登録送電線工事基幹技能者																														
			登録消火設備基幹技能者																														
			登録建築大工基幹技能者																														
			登録建築測量基幹技能者																														
			登録硝子工事基幹技能者																														
			登録さく井基幹技能者																														
			登録解体基幹技能者																														
			登録あと施工アンカー基幹技能者																														
			登録計装基幹技能者																														
			登録土質改良基幹技能者																														
			登録都市トンネル基幹技能者																														
			登録潜函基幹技能者																														
			登録道路等法面保護基幹技能者																														
			登録斜面防災基幹技能者																														
			登録石材施工基幹技能者																														

【備考】

- (注1) 解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
- (注2) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- (注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- (注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。
- (注5) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- (注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。
- (注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。
- (注8) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
- (注9) 合格後、コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注10) 合格後、とび工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注11) 合格後、土工工事に関し三年以上実務の経験を有する者
- (注12) 合格後、土工工事に関し一年以上実務の経験を有する者
- (注13) 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。
- (補) 表中の主任技術者になれるものに関し、建設業法第十五条第二号ロの規定を満たす場合には、特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得ます。(ただし、指定建設業は除かれています)